

議案第26号

東広島市学校運営協議会規則の一部改正について

東広島市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和4年12月22日提出

東広島市教育委員会
教育長 市場 一也

1 提案理由

学校運営協議会の委員に対象学校の校長を加えるため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 市 場 一 也

東広島市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

東広島市学校運営協議会規則（平成30年東広島市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 対象学校の校長

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

東広島市学校運営協議会規則 新旧対照表

新	旧
<p>(組織)</p> <p>第8条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>(1) 対象学校の所在する地域の住民</p> <p>(2) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者</p> <p>(3) 関係行政機関の職員</p> <p><u>(4) 対象学校の校長</u></p> <p><u>(5) 前各号</u>に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者</p>	<p>(組織)</p> <p>第8条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>(1) 対象学校の所在する地域の住民</p> <p>(2) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者</p> <p>(3) 関係行政機関の職員</p> <p><u>(4) 前3号</u>に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者</p>